

労働安全衛生法施行令の一部改正について

1995年

1. 趣 旨

石綿は吸入することにより、肺がん、悪性中皮腫、石綿肺を発生させることが明らかになっている。労働者の健康障害の防止の観点から、石綿のうちアモサイト及びクロシドライトについては、平成7年に使用等が禁止された。その他の種類の石綿については代替化が困難であったこと等から、使用等の禁止までは行わず、局所排気装置の設置、呼吸用保護具の使用等のばく露防止対策等による管理の徹底を図ってきた。

近年これらの石綿についても代替品の開発が進んできていることを踏まえ、国民の安全等にとって石綿製品の使用がやむを得ないものを除き、原則として使用等を禁止する方向で、学識経験者による「石綿の代替化等検討委員会」において検討を行った。その結果、代替化が可能であるとされた製品について、労働安全衛生法施行令を改正することにより、その使用等を禁止することとする。

2. 措置の内容

クリソタイル(白石綿)

石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）をその重量の1パーセントを超えて含有する以下に掲げる製品を、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。

- (1) 石綿セメント円筒
- (2) 押出成形セメント板
- (3) 住宅屋根用化粧スレート
- (4) 繊維強化セメント板
- (5) 窯業系サイディング
- (6) クラッチフェーシング
- (7) クラッチライニング
- (8) ブレーキパッド
- (9) ブレーキライニング
- (10) 接着剤

3. 施行日

平成 16 年 10 月 1 日

2004
EV. 2004/1

石綿について

1. 石綿の種類

	分 類	石 綿 名	備 考
石 綿	蛇紋石系	クリソタイル（白石綿）	規則等で取り扱い等規制
	角閃石系	クロシドライト（青石綿）	労働安全衛生法に基づき 製造・輸入等禁止
		アモサイト（茶石綿）	
		アンソフィライト	規則等で取り扱い等規制
		トレモライト	
		アクチノライト	

2. 石綿の有害性

石綿粉じんを吸入することにより、主に次のような健康障害を生じるおそれがある。

- 石綿肺

肺が線維化してしまう肺線維症（じん肺）という病気の一つである。肺の線維化を起こすものは他の鉱物性粉じん等多くの原因があるが、石綿のばく露によって起きた肺線維症を特に石綿肺として区別している。

- 肺がん

肺胞内に取り込まれた石綿繊維の主に物理的刺激により肺がんが発生するとされている。発がん性の強さは、石綿の種類により異なる他、石綿の太さ、長さにも関与する。

- 悪性中皮腫

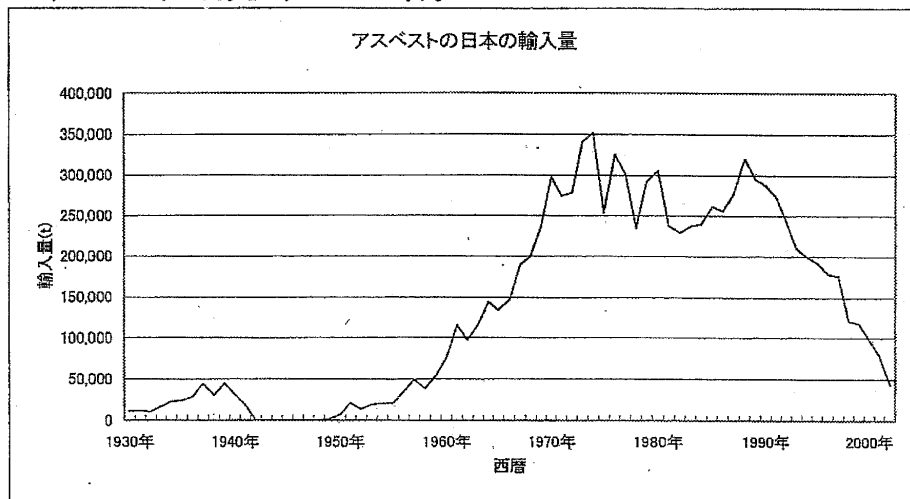
肺を取り囲む胸膜や、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜等にできる悪性の腫瘍である。

石綿の使用状況

(1) 輸入量

日本の石綿輸入量は1960年代より増加し、1974年の35万トンを超え、1990年代から年々減少傾向にあり、2001年は7万9千トンとなっている。2002年の輸入量は4万3千トンであり、前年比45%減、ピーク時の88%減となっている。

日本への主な輸入元は、カナダ（56.4%）、ジンバブエ（25.8%）、ブラジル（6.9%）である（2002年）。



(財務省貿易統計)

(2) 石綿品の用途

石綿の使用量のうち9割以上が建材に使用されており、その他、化学プラント設備用のシール材、摩擦材等の工業製品等に使用されている。

製品の種類		主な用途
建材	押出成形セメント板	建築物の非耐力外壁及び間仕切壁
	住宅屋根用化粧スレート	住宅用屋根
	繊維強化セメント板	建築物の屋根及び外壁
	窯業系サイディング	建築物の外装
	石綿セメント円筒	煙突
非建材	接着剤	建材、工業製品等
	耐熱、電気絶縁板	配電盤等
	ジョイントシート	配管又は機器のガスケット
	シール材	機器等の接続部分からの流体の漏洩防止用の詰物
	その他の石綿製品	工業製品材料（石綿布等）、摩擦材（ブレーキ等）

石綿の代替化等検討会報告書の概要

1. 建材(石綿セメント円筒、押出成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング)は、既に代替品が商品化されており、その使用により防火、耐火等の観点から安全確保が困難とは考えられないこと等から、使用が不可欠なものではなく、かつ、非石綿製品への代替化が可能であると考えられる。
2. 摩擦材(クラッチフェーシング、クラッチライニング、ブレーキパッド、ブレーキライニング)は、既に非石綿化されているか、今後代替化が予定されており、代替化が可能であると考えられる。
3. 断熱材用接着剤は、既に商品化されている非石綿製品があり、非石綿製品への代替化は可能であると考えられる。
4. シール材、ジョイントシートは、高温の流体等が存在する環境下で使用されるもの等については、現時点では安全確保の観点から代替が不可能な場合があり、また、代替可能なもの・不可能なものを温度等の使用限界や使用される機器の種類等から明確に特定することは困難である。
5. 耐熱・電気絶縁板は、超高温の環境下で使用されるもの等については、安全確保の観点から石綿の使用が必要とされており、現時点で代替可能なもの・不可能なものを温度等の使用限界や使用される機器の種類等から明確に特定することは困難である。
6. 石綿布、石綿糸等については、二次的にシール材等に加工されることから、シール材等の代替可能性に連動すると考えられる。

石綿製品の種別及び対応

製品の種類		報告書での 判断	対応
建材	石綿セメント円筒	代替可能	禁止
	押出成形セメント板		
	住宅屋根用化粧スレート		
	繊維強化セメント板		
	窯業系サイディング		
非建材	摩擦材(ブレーキ、クラッチ)	代替化困難	現行規制で管理使用
	断熱材用接着剤		
	シール材		
	ジョイントシート		
	耐熱・電気絶縁板		
	石綿布、石綿糸等		

参照条文

労働安全衛生法

(製造等の禁止)

第五十五条 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

労働安全衛生法施行令

(製造等が禁止される有害物等)

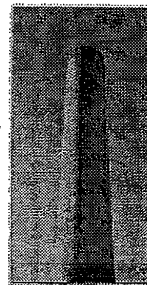
第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。

- 一 黄りんマツチ
 - 二 ベンジジン及びその塩
 - 三 四―アミノジフェニル及びその塩
 - 四 アモサイト
 - 五 クロシドライト
 - 六 四―ニトロジフェニル及びその塩
 - 七 ビス(クロロメチル)エーテル
 - 八 ベータ―ナフチルアミン及びその塩
 - 九 ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の五パーセントを超えるもの
 - 十 第二号から第八号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物
- 2 法第五十五条ただし書の政令で定める要件は、次のとおりとする。
- 一 製造、輸入又は使用について、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けること。
この場合において、輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百十四号)第九条第一項の規定による輸入割当てを受けるべき物の輸入については、同項の輸入割当てを受けたことを証する書面を提出しなければならない。
 - 二 厚生労働大臣が定める基準に従つて製造し、又は使用するこ
と。

石綿製品について

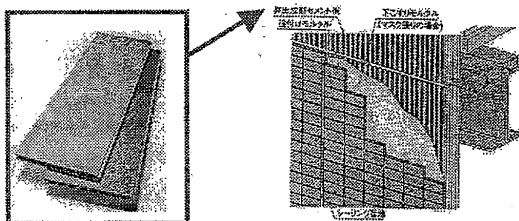
1 石綿セメント円筒

石綿セメント円筒は、石綿及びセメントを主原料として製造される円筒である。主に煙突として用いられるほか、地下埋設ケーブル保護管、臭気抜き、温泉の送湯管、配水管にも用いられる。



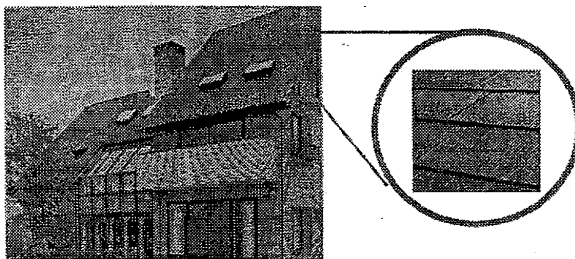
2 押出成形セメント板

押出成形セメント板は、セメント、ケイ酸質原料及び繊維質原料を主原料としており、高温・高圧下で空洞を持つ板状に押出成形し、硬化させたものである。軽量・不燃で施工性にも優れているため、主に建築物の非耐力外壁及び間仕切壁に用いられる。このパネルに、モルタルを用いてタイルをはり付けることで、意匠性の高いタイル仕上げパネルとすることが可能である。



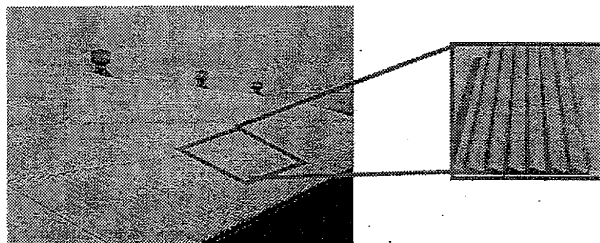
3 住宅屋根用化粧スレート

住宅屋根用化粧スレートは、セメント、ケイ酸質原料、混和材料などを主原料とし、加圧成形させたものである。主に、住宅用屋根に張られた板の上に葺く化粧板として用いられる。



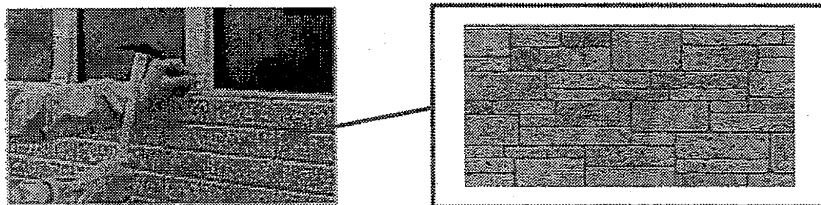
4 繊維強化セメント板

繊維強化セメント板は、セメント、石灰質原料、パーライト、ケイ酸質原料、スラグ及び石膏を主原料とし、繊維などを加え成形させたものである。主に、工場などの建築物の屋根や外壁に用いられる。



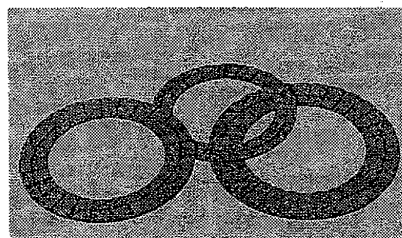
5 窯業系サイディング

窯業系サイディングは、セメント質原料及び繊維質原料を主原料とし、板状に成形し、硬化させたものである。主に、建築物の外装に用いられる。



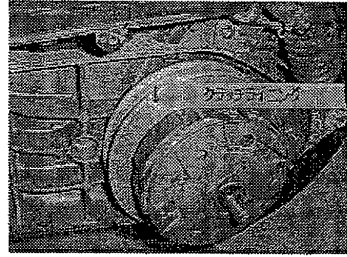
6 クラッチフェーシング

クラッチフェーシングは、クラッチディスクの円板面又は円筒端面にはり付けて使用される摩擦材部品である。主に、クラッチディスクとフライホイールの間に配置され、駆動力の伝達を制御するものとして用いられる。



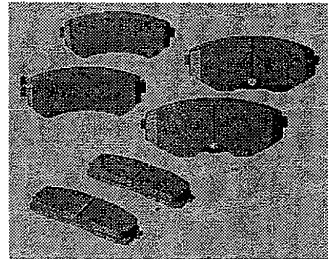
7 クラッチライニング

クラッチライニングは、クラッチシューの円周面にはり付けて使用される摩擦材部品である。主に、クラッチシューとクラッチドラムの間に配置され、駆動力の伝達を制御するものとして用いられる。



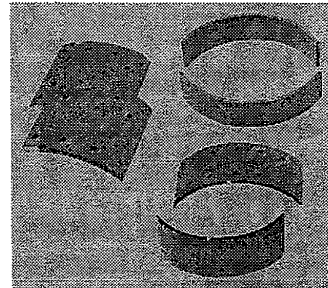
8 ブレーキパッド

ブレーキパッドは、キャリパーに取り付けて使用される摩擦材部品である。主に、ディスクローターをその両側から挟み込むことで制動力を発生させるものとして用いられる。



9 ブレーキライニング

ブレーキライニングは、ブレーキシューの円周面にはり付けて使用される摩擦材部品である。主に、外側方向へ広がることでブレーキドラムの内側との摩擦により制動力を発生させるものとして用いられる。



10 接着剤

接着剤は、二つの物体を貼り合わせるために用いる物質であり、幅広い分野で用いられる。



鉛中毒予防規則等の一部を改正する省令について

1. 経緯

鉛業務及び特定化学物質等の製造等の業務におけるプッシュプル型換気装置の活用について専門家による検討を行ったところ、一定の要件を満たすプッシュプル型換気装置については、これらの業務に起因する健康障害の防止に有効であるとの結論が得られたことを踏まえ、今般、鉛中毒予防規則等の一部を改正するものである。

2. 改正の内容

(1) 鉛中毒予防規則の一部改正

- ① 事業者が労働者を鉛業務に従事させるときに講じなければならない措置として、一定の要件を満たすプッシュプル型換気装置の設置を認めること。
- ② その他所要の整備を行うこと。

(2) 特定化学物質等障害予防規則の一部改正

- ① 事業者が第一類物質を容器に入れる作業を行うとき等に設けなければならない設備として、一定の要件を満たすプッシュプル型換気装置を認めること。
- ② その他所要の整備を行うこと。

(3) 労働安全衛生規則の一部改正

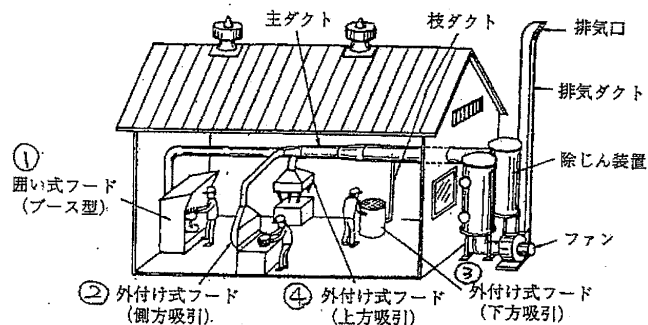
- ① 建築物貸与者の講ずべき措置として、新たにプッシュプル型換気装置の有効保持義務を追加すること。
- ② 労働安全衛生法第 88 条の規定に基づきその設置等の計画を届け出る機械等として、プッシュプル型換気装置を追加すること。
- ③ その他所要の整備を行うこと。

3. 施行日

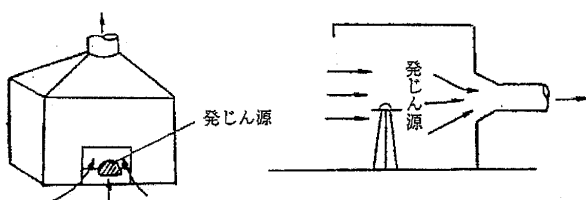
公布の日。ただし、(3)の①については、公布の日から起算して1月を経過した日。(予定)

局所排気装置

局所排気装置とは有害物質の発生源に近い場所に吸引気流を起こして作業者が有害物質にばく露されないように有害物質を吸引、排出させる装置



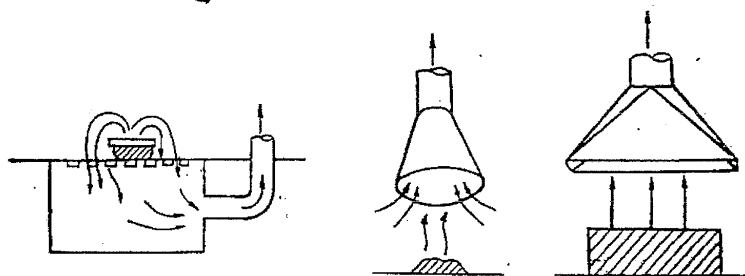
局所排気装置



① 囲い式フード



② 外付け側方吸引型フード



③ 外付け下方吸引型フード

④ 外付け上方吸引型フード

囲い式フードと外付け式フードの代表例

プッシュプル型換気装置

プッシュプル型換気装置とは有害物質の発生源の両側の一方から送気（プッシュ）を行い、反対側から吸気（プル）することにより一定の気流をつくり、有害物質を排出する装置

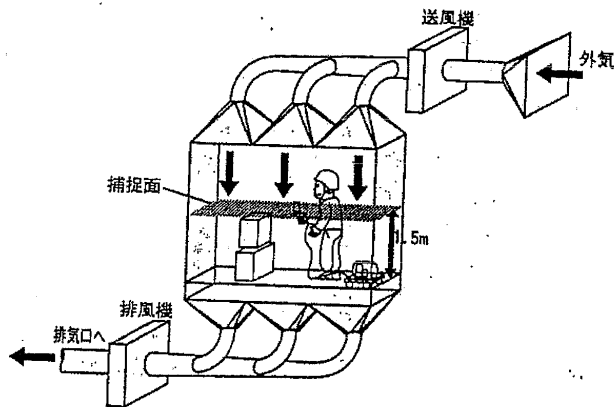


図1-1 密閉式プッシュプル型換気装置
(下降流・送風機あり)

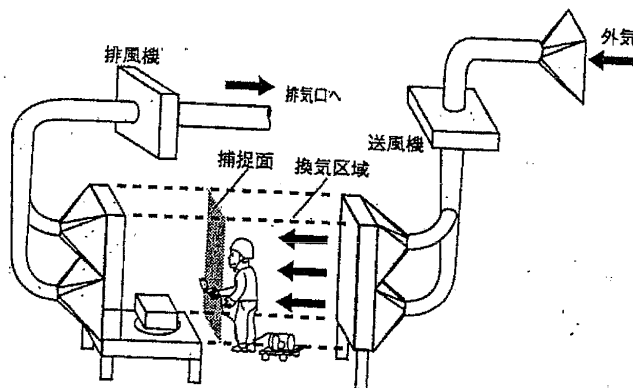


図1-2 開放式プッシュプル型換気装置（水平流）
換気区域と換気区域以外の区域との境界におけるすべての気流が、
吸い込み側フードの開口部に向かうこと。